相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市特定非営利活動法人指定審査会 会長 稲 垣 浩

特定非営利活動法人の指定について(答申)

令和6年9月17日付け、文書番号6市協課第1964号をもって諮問のありました 別紙の特定非営利活動法人の新規指定について、本審査会において慎重に審議した結果、 個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するた めの基準、手続等に関する条例(平成24年相模原市条例第31号、以下「条例」とい う。)第4条第1項(条例第9条第2項に基づき準用する場合を含む。)に規定する指定 の基準に適合すると認めるのが相当である旨を答申します。

以上

【別紙】 新規申出法人(条例第3条第1項)

申出	特定非営利活	代表者	主たる事務所	定款に記載	定款に記載
年月日	動法人の名称	氏名	の所在地	された目的	された事業
令和6	特定非営利活	関 邦子	相模原市南区	この法人は、相模原市	(1) 特定非営利活
年7月	動法人てらこ		相模大野六丁	近隣の子ども達に対し	動に係る事業
29日	や食堂ラッキ		目11番25	て、栄養価の高い食事に	①食事を提供する事
	ーズ		号報徳二宮神	加えて、進学するための	業
			社2階	学習指導と学習するた	②学習指導をする事
				めの場を提供する事業	業
				を行うことによって、	③放課後の居場所を
				「貧困の連鎖」を断ち切	提供する事業
				り、子ども達が夢と希望	
				をもって心身共に成長	(2) その他の事業
				していける社会の実現	①バザー等の事業
				に寄与することを目的	
				とする。	